

辛棄疾の官歴について

村上 哲見

辛棄疾（字は幼安、号は稼軒）は南宋の詞人として文学史に大名を残しているが、その生涯は二十三歳の時に任官してから六十八歳で卒するまで、一貫して官僚としての一生であった。職を免ぜられて家居する時期も多かったが、官僚としての身分を離れたことはない。その点はほぼ同時代を生きた著名な詩人陸游に似る。この二人はともに官僚にして文事に優れ、いわゆる官僚文人という中国特有の人間類型に属する。筆者は前稿「南宋詞綜論」（『風絮』創刊号、二〇〇五・三）において、南宋の詞にはかなり性質を異にする二様があることを述べ、一を「現実派、士大夫の詞」と名づけ、一を「典雅派、文人の詞」と名づけた。辛棄疾は右の前者「現実派、士大夫の詞」を代表する詞人であり、官僚文人としての現実の生活を創作の基盤とする所に特色があるので、その生涯の文学活動の軌跡を考察しようとするれば、必然的に官僚としての経歴に目を向けざるを得ない。その作品のすべては、官僚文人としての生活の中から生み出されたものだからである。

辛棄疾の生涯については鄧広銘教授の永年にわたる博搜と精密な考究の結実として、詳細な年譜があることは

よく知られていよう（一九四七年初版本は筆者未見、一九五七年修訂本、一九九七年増訂本）^①。早い時期に梁啓超、また陳思などの編する年譜が公刊されていたが、それらはもはや歴史的な意義しかない。従って辛棄疾の経歴を知るには、鄧氏の年譜をたどるほかはないといってもよいが、そこにしるされた事象をどのように理解するか、どのような意義を認めるかというようになると事は簡単でない。辛棄疾に関する多くの文章において、こうした点について問題を含むものが少なからず見受けられる。たとえば、辛棄疾の初任の官職であるが、紹興三十二年（一一六二）二十三歳の時に右承務郎を授けられ、ついで江陰軍簽判に任ぜられたということは動かせない事実であろうけれども、これについて多くの評伝の類は、辛棄疾の大功にもかかわらず、授けられたのは地方の小官に過ぎなかったという風にしていく。しかし後に詳説するように、この任官の意義は決してそのように単純なことではない。以下はこうした点について考察を加えつつ、辛棄疾の官歴をたどることにする。

辛棄疾は紹興十年（一一四〇）に歴城、今の山東省済南で生まれた。いわゆる靖康の変、女真族の金が南進して北宋の都開封を占領した事件（一一二六）から十四年後のこと、華北一帯は金の支配下であり、宋と金との間の戦争状態はなお続いていた。辛棄疾生誕の翌年（一一四一）、秦檜の画策によっていわゆる「紹興の和議」が成立し、以後およそ二十年は淮河を境界として比較的平穏な状態が続くが、辛棄疾が金の支配下に在る歴城において幼年時代を過して成人に達するのはその時期に当る。紹興三十一年（一一六一）、辛棄疾が二十二歳の時、金主完顔亮（海陵王）が南進を開始して長江北岸に迫り、宋金の間はふたたび戦争状態となった。海陵王は部将に殺されるが戦争状態は続き、その間に華北の各地では金に抵抗する武装蜂起が相継いだ。棄疾も二千の衆を集めて蹶起したが、やがてこの山東一帯で大きな勢力となった耿京の軍に合流し、掌書記となった。翌年、耿京の使者として建康、今の南京に在った高宗の許に赴いた。高宗は大いに喜び、耿京を天平軍節度使に任じてその軍を認知する

とともに、棄疾には「右承務郎」という官位を授けた。ついで南宋政府との連繫に成功したことを復命すべく北上する途中、耿京が部将の裏切りに遭って殺され、その軍は崩壊したとのしらせを受けた。その叛将が金の陣営に在ることを知った棄疾は、手勢を率いて奇襲を決行、叛将を捕縛して脱出し、ふたたび南下して健康に戻り、これを処刑した。かくて棄疾は南宋に仕えることになり、「江陰軍簽判」に任ぜられる。紹興三十二年（一一六二）、二十三歳の時のことである。棄疾の任官はこのように異常な事態の中での特別な功績によるものであり、それは宋代官僚の中で唯一といってもよい極めて特異な事例である。

そこで右の「右承務郎、江陰軍簽判」というのが辛棄疾の官途の第一歩であるが、これについて従来の評伝の類の記述の仕方は、次に示す二三の例にみられるように概ね軌を一にしている。

○歎かわしいのは、稼軒はこの英勇なる戦闘行為を以て、反金の大旗を掲げ、危険を冒して祖国に南帰したのだが、祖国は人才を起用することを知らず、彼を江陰簽判なる小官としただけであった。「可歎息的、是稼軒以此英勇戦闘行為、举起反金大旗、冒險南帰祖国、祖国却不知道起用人才、只給他当了一個江陰簽判的小官。」（劉天中『辛棄疾詞及其平生思想』、一九六九）

○朝廷は僅かに彼を配置して江陰簽判に任じ、知事を補佐して地方政務を処理させることにしただけであった。「朝廷僅僅安排他担任江陰簽判、協助知軍處理地方政務。」（常国武『辛棄疾』、一九八一）

○宋朝政府は決して辛棄疾を重く用いようとはせず、ただ江陰に派遣して低級な文官である簽判に任じただけであった。「宋朝政府并没有重用辛棄疾、只不過派他到江陰担任一個低級的文職簽判官。」（鍾銘鈞『辛棄疾詞伝』、一九八五）

これらの記述はみな右の官職が宋代官制の中でどういう位置に在るのか、そしてこの任命がどういう意味を持

つのかというような問題についての配慮が全く欠落している。まずこの官職の位置を確認しておこう。「承務郎」は階官で従九品、最下位ではあるがれっきとした京官と呼ばれるランクに属し、その下には承直郎以下七段階の選人と呼ばれる無品の官があり、通常はそれらを経てから京官に達する。「右」は「無出身」、科挙を経ていないことを示すが、官位としては「有出身」を示す「左」と同等である。次に「簽判」とは「簽書判官庁公事」の略称、「江陰」は現在の江蘇省江陰、「軍」は地方行政単位として県の上位に在って州と並ぶが規模は小さく、属県は一または二、江陰軍の属県は江陰一県だけ、江陰県は隣の常州に属していた時期もあるが、このころは独立して軍となっていた。地方行政の基本単位である府州軍には知事（知府・知州・知軍）の下に通判・判官が置かれるが、小さな州軍では通判を置かず、判官がその職務を兼ねる。これが「簽書判官庁公事」、通称「簽判」で、当然一般の判官より格が高く、通判に準ずる地位である^③。

官途の第一歩として直ちに京官を得、差遣の職として簽判の地位を与えられたというのは、破格の特別待遇なのであって、そのことは科挙合格者たちの任官の形態と比較すれば一目瞭然である。官僚組織の整備を急いだ北宋初期は別として、北宋半ば以後は限られた官僚の地位に対して志望者は増加する一方であったから、科挙は激烈な競争となり、更にたとえ合格しても多くは選人にとどまり、直ちに京官を得るのは限られた上位及第者だけになる。南宋になると国士は半減するけれども科挙志望者が減ずることはなく、政府は冗官に悩まされるが、合格者数を縮小することは知識階級の信望を失うことになりかねないので、三年ごとの試験に三〜五百名合格という水準は宋末まで維持される^④。そこで南宋では合格後直ちに京官を授けられるのは多い年で上位三名、首席及第すなわち状元だけという年の方がむしろ多い。そして選人の資格でも地方の下級官僚（州の参軍など）にはなれるが、下位合格だとそれすらも順番待ちというようになる^⑤。

次に留意すべきは、直ちに京官を得た上位及第者が最初に授けられる差遣の職は簽判というのが恒例になっていたと思われることである。『宋会要（輯稿）』（選舉二）によつて辛棄疾が任官した紹興三十二年の前後五次の状元及第者の初任をみると、紹興二十四年の張孝祥、二十七年の王十朋、三十年の梁克家、隆興元年の木待問、乾道二年の蕭国樑はみな官は「左承事郎（正八品）」、そして職はすべて「簽書判官庁公事」となっている。時に第二人、第三人に京官、簽判が与えられている例もあるが（注⑥参照）、第四人以下にその例は皆無、すべて選人にとどまっている。

それらの例に比べると、辛棄疾の「右承務郎」は状元の「左承事郎」には及ばないし、無出身を示す「右」が冠せられてはいるが、選人にとどまっている多くの合格者よりは遙かに上位に在るし、差遣の「簽判」は状元及第者に匹敵する。つまり辛棄疾がこの時に受けた処遇は、状元には及ばないまでも一般の合格者よりはかなり優遇されたものであったといえよう。このころの科挙合格の平均年齢というような統計があるはずはないが、著名人の伝記など、種々の事例をみた印象としては、のちに相当に栄達した人でも二十代後半から三十歳前後が多いようで（注⑤参照）、二十三歳にして無出身でありながら状元及第に次ぐような待遇を得たのは稀有のことに違いない。決して「只不過派他到江陰担任一個低級的文職簽判官」というようなことではないのである。

海陵王の南進を契機とする戦争状態の中で、宋金両軍は概ね淮河流域で対峙していた。その状況において、金の支配下に在る華北地域の武装蜂起は、金軍の背後を脅かすものとして期待されたに違いない。記録としては辛棄疾が南帰した翌年（隆興元年）のことになるが、華北の豪族たちに対し蠟で丸めた檄文を密使に運ばせ、蜂起をうながしたという事実がある^⑥。（その檄文を起草したのは陸游であった^⑦）。耿京に対し天平軍節度使というたいそうな肩書きを直ちに与えたのもそうした期待からであろうし、それに対する裏切り者をたちまち処断した辛棄疾の果

敢な行動は、士気を鼓舞するものとして高く評価され、右の処遇となったものと考ええる。

次に、科挙の上位及第者の場合は当初の地方勤務を終えると多くは秘書省の文書担当、すなわち秘書正字や校書郎などに任ぜられ、いわば高級官僚候補生として研修のような勤務になるが、一種の「武功」によって特別任用となった辛棄疾は、当初の待遇は科挙上位及第者に近いものであっても、その後右のようなコースに組み入れられることはなく、地方勤務が続くことになる。但し一步一步昇格しているので、決して冷遇というのではない。

江陰簽判の任期満了のあとは広徳軍通判に昇任、その在任中乾道元年（一一六五）^⑧には特別に意見を求められ、「美芹十論」を奏進した。前年の十一月にいわゆる「隆興の和議」が成立し、戦争状態が解消して間もなくの時期、今後の国家経営の方策を大所高所から論じた十編から成る論文で、『歴代名臣奏議』（楊士奇編）に全文が録されており、辛棄疾が若くして広い視野と優れた見識を有していたことが示されている。ついで一一六七年、二十八歳の時に建康府通判となった。建康府は数多くの府州のなかでも特別に格が高く、同じく通判と称しても軍の通判とは段違いで、二十八歳という年齢を考えると^⑨やはり特別待遇といえる。しかもこの建康は江南の重要拠点であって、府の衙門の他にさまざまな政府機関が置かれており、有能な官僚たちが集まっていたが、辛棄疾はそれらの官僚たちの知遇をも得、そのことはその後の官途、交遊に大きな影響を与えた。（たとえば葉衡、趙彥端、韓元吉など、葉衡は後出）。

建康府通判の任期を終えてからはいったん中央政府の司農寺主簿を経て知州の資序を得、滁州に赴任する。乾道八年（一一七二）三十三歳であった。滁州はいま安徽省、建康と江を隔てた西北に位置し、かつて海陵王が建康をめざして押し寄せた時に主戦場となった地域に在る。それからほぼ十年が経っているが、なお疲弊したままであったらしい。棄疾は着任するや直ちに賦税の軽減、商旅の優待など、今日でいう地域振興に努め、相当の成果

を収めたことが各種の記載にみえている。特に江北の東西南北の街道の交点に当たるといふ地理的条件に着目し、商旅の爲の宿所を設けて往来を盛にしたことはおおいに効果を挙げたらしい^⑩。彼は官僚としても有為かつ有能であつたことが示されているといえよう。

ついで江東安撫使参議官に転ずるが、これは安撫使葉衡に招かれたのである。江東安撫使の治所は建康で、知建康府・行都留守を兼ねる重職である。葉衡はかつて総領淮西江東軍馬錢糧としてこの地に駐在し、通判であつた辛棄疾を識つた。その人物が気に入つたのであろう、ふたたび安撫使としてこの地に來任し、棄疾を招いたのである。そして間もなく葉衡は宰相に就任し、棄疾を推薦して倉部郎中に任じた。従六品相当の職である。ここまでは官僚としてまづ順調な、そして平穩なコースを歩んだといえるが、ここに至つて又も異常な事態の中で格別の活躍をすることになる。

宋の政府は北宋以來茶と塩の専売利益を重要な財源として來た。政府の収入を確保する爲に生活必需品である茶と塩を高額で庶民に買わせたので、政府の専売ルートを通さずひそかに茶塩を商う者が絶えない。このいわゆる私塩私茶が横行すると政府収入が減るので嚴重に取り締るが、そうなると密売が組織化され、ついには武装して官憲の取り締りに抵抗するようになる。もともと庶民は高価な茶塩を買わされているので、相對的に安価な私塩私茶を歓迎し、その組織を支持する傾向すらあるので、取り締りは容易でない。辛棄疾のころ長く政府の中枢に在つた周必大の奏議に次のような一節がある。

○姦氓 賊の得る所を利とし、反て官軍の動靜を以て賊に告ぐ。故に彼 伏を設くるに我は知らず。我 伏を設くれば則ち彼は引きて避く。「姦氓利賊所得、反以官軍動靜告賊、故彼設伏而我不知、我説伏則彼引避、」

（「論平茶賊利害」、『周益国文忠公集』「奏議」）

右に「姦氓」というのは政府側からみてけしからぬやつらであって、おそらく一般庶民がゲリラを支持するよ
うな状況があったかと思われる。また南宋になると戦争状態にない時は金の支配する華北地方とも交易があつた
ので、事態はいっそう複雑になる。華北では茶を産しないので、もっぱら南からの輸入に頼るほかはなく、南宋
政府は境界線に榷場（榷は専売の意）を設けて一手に管理しようとするが、当然密貿易があつたとを絶たない。『建炎
以来朝野雜記』に次のような記載がある。

○今東南の茶は皆な榷場より北界に転入す。亦た私かに淮を渡る者有り。敵に稽禁を為すと雖も、終に透漏
を免れず。〔今東南茶皆自榷場転入北界、亦有私渡淮者、雖敵為稽禁、而終不免透漏焉、〕

かくて淳熙年間に入り、頼文政なる者の率いる茶商の密売組織が、まず湖北において異常に肥大化して騒乱を
起し、湖南から江西に及び、政府軍はたびたび敗北を喫して收拾がつかない状況となつた。『宋史』「孝宗本紀」
に次のようにみえる。

○（淳熙二年）夏四月、……茶寇頼文政 湖北に起り、転じて湖南・江西に入り、官軍しばしば敗る所と為る。江
州の都統皇甫侗に命じて之を招かしむ。〔茶寇頼文政起湖北、転入湖南江西、官軍數為所敗、命江州都統皇
甫侗招之、〕

○五月、……鄂州都統李川に命じ兵を調して茶寇を捕えしむ。〔命鄂州都統李川調兵捕茶寇、〕
そして次の六月には、この地方の提刑、いわば法務長官に任命された官僚が、賊を恐れて赴任しようとせず發
令を取り消されるといふ事件が起る。『宋会要』に次のようにみえる。

○淳熙二年六月十一日、新江西路提刑方師尹に別に差遣を与う。老耄にして畏怯、江西に茶賊窃かに發する
を聞き、畏避遷延して、敢て官に之ゆかざるに坐するが故なり。〔淳熙二年六月十一日、新江西路提刑方師尹

別与差遣、坐老耄畏怯、聞江西茶賊窃發、畏避遷延、不敢之官故也、」

そして右のことがあつた直後にその江西提刑に任命されたのが辛棄疾であつた。

○淳熙二年六月辛酉（十二日）、倉部郎中辛棄疾を以て江西提刑と爲し、諸軍を節制して、茶寇を討捕せしむ。

〔淳熙二年六月辛酉、以倉部郎中辛棄疾為江西提刑、節制諸軍、討捕茶寇、〕（『宋史』「孝宗本紀」）

右の「江西提刑」の「提刑」とは「提点刑獄公事」の略称、『宋史』「職官志」に「所部の獄訟を察して其の曲直を平らかにするを掌る（掌察所部之獄訟而平其曲直）」とあり、いわゆる路官（監司）の一種、一地方（路）、この場合は江南西路（江西）の府州を刑獄のことについて監督する地位である。ただし通常の任命ではなく、「節制諸軍、討捕茶寇」という特別任務が附されており、むしろその方が主で、その為はこの地位が与えられたのである。騷乱の処理に苦しんだ政府中枢が、かつて紹興末の宋金戦争における辛棄疾の活躍を想起して、いわゆる「白羽の矢」を立てたかと思われる。そして棄疾はみごとにその期待に応えた。『宋史』「孝宗紀」には、

○淳熙二年閏九月、辛棄疾 頼文政を誘いざないて之を殺し、茶寇平らぐ。〔辛棄疾誘頼文政殺之、茶寇平、〕

と簡潔に記されているが、いろいろな文献にこの件に関する記載があり、『建炎以来朝野雜記』の記述が最も要領を得ている。

○江南の茶を産すること既に盛なりしより、民に盜販するもの多し。数百もて群を為し、稍も詰とがむれば則ち起ちて盜と爲る。淳熙二年、茶寇頼文政湖北に反し、転じて湖南江西に入り、広東を侵犯し、官軍しばしば數敗る所と爲る。辛棄疾幼安時に江西提刑と爲り、諸軍を督して討捕す。属吏黄倬、錢之望に命じて誘致し、既にして之を殺す。江州都統制皇甫侗 因りて其の党を招降して軍に隸せしむ。〔自江南産茶既盛、民多盜販、數百為群、稍詰起而為盜、淳熙二年茶寇頼文政反於湖北、転入湖南江西、侵犯広東、官軍數為所敗、辛棄疾

幼安時為江西提刑、督諸軍討捕、命屬吏黃俛、錢之望誘致、既而殺之、江州都統制皇甫偁因招降其党隸軍、
更に羅大經『鶴林玉露』にはこの時の経緯について興味深い挿話がある。賊軍は首領頼文政の首を
差し出して降伏したのだが、実はそれは身代り、いわゆる影武者の首であつて、頼文政は落ちのびていたとい
のである。

○淳熙の間、江湖の茶商相挺して盗と為り、荆南の茶駟（仲買人）頼文政を推して首と為す。文政智多く、年
已に六十なり。従わずして曰く、天子徳を失う無く、天下に他の讐無し、將^はた以て何をか為さん、と。群兇
聴かず、刃を以て之を脅し、黽勉して従わしむ。文政事の必ず濟^とげざるを知り、陰かに貌の己に類する者一
人、劉四と曰い、油糍を煎するを以て業と為すを求め、左右に執役せしむ。辛幼安江西の憲（提刑）と為り、
親^{みずか}から死士を提して之と角^{たたか}う。困屈して降を請い、文政先ず渠魁数人と来たり見^{まみ}え、日を約して兵を束^{おさ}む。
既にして退きて其の徒に謂いて曰く、辛提刑は瞻視するに常ならず、必ず將に我を殺さんとす、遁れ去らん
と欲す、と。其の徒可^きかず。則ち曰く、寧^{むし}ろ吾が首を断ちて以て降れ、死するの先後は数日に過ぎざるのみ、
と。其の徒又た忍びず。乃ち劉四の首を斬り、偽りて己が首と為して以て出でしむ。而して文政竟に遁れ去
る。官軍迄^{いまお}其の首級の偽なるを知らざるなり。〔淳熙間、江湖茶商相挺為盗、推荆南茶駟頼文政為首、文
政多智、年已六十、不従曰、天子無失徳、天下無他讐、將以何為、群兇不聴、以刃脅之、黽勉而従、文政知
事必不濟、陰求貌類己者一人、曰劉四、以煎油糍為業、使執役左右、辛幼安為江西憲、親提死士与之角、困
屈請降、文政先与渠魁数人來見、約日束兵、既退謂其徒曰、辛提刑瞻視不常、必將殺我、欲遁去、其徒不可、
則曰、寧断吾首以降、死先後不過數日耳、其徒又不忍、乃斬劉四之首、使偽為己首以出、而文政竟遁去、官
軍迄不知其首級の偽也、〕

ここにしろるされていることが事実かどうかは確かめようもないが、当時庶民の間に語り伝えられていたことを記録したものには違いなく、それだけでも相当の意味があると思う。まず頼文政が死んではいないというのは、庶民たちの期待、願望を示すもので、この人物がそれだけ人気があり、英雄視されていたということであろう。官軍がなかなか鎮定できなかつたのも、そのことが背景となっているに違いない。そして辛棄疾についていえば、その頼文政が一度会っただけで自分はもう終りだと観念したという、そのような人物として世間に伝えられていたのである。

ともあれ、もし右の説話が事実で頼文政が生きのびていたとしても、再起することはもはやなかつたのであるから、棄疾の騷乱鎮定の功績に変わりはない。その功によつて「秘閣修撰」を授けられるが、官途においてその意味するところは小さくない。これは天子の信任を得たエリート官僚であることを示す称号、いわゆる館職の一種で、階官、差遣の他に館職を有することを「貼職」または「帯職」というが、棄疾もその列に加つたのである。南宋ではやや濫発気味となつて、北宋におけるほどの重みはないが、それにしても貼職か否かはやはり官僚社会において種々の差を生ずる。更に注目すべきは、直ちに修撰が与えられたことで、館職にもランクがあつて、修撰の下には直閣と呼ばれる一群があり、直秘閣から直竜図閣に至る段階がある。秘閣修撰は『宋史』「職官志」に「仍^なお多く直竜図閣より遷る（仍多由直竜図閣遷焉）」とあつて、通常はまず直閣が与えられ、その最高である直竜図閣を経て秘閣修撰に昇格する。梅原郁氏の『宋代官僚制度研究』（第四章、宋代の館職）によれば、「よくみられるパターンに、転運使や知州の差遣と連動している貼職がある」とのことで、外任に出る際に貼職を得る例がいくつか挙げられているが、そこに示されている例はすべて直閣で、その後次第に昇格して修撰に達している。これらの例をみると、棄疾が提刑に転出して貼職を得たことは珍しくはないらしいが、最初から修撰を与えられ

たのはやはり特別待遇であったことがわかる。ちなみに直秘閣は正八品、直竜図閣は正七品相当、これに対し秘閣修撰は従六品相当である。あるいは前任の倉部郎中が従六品相当の職であったことによるかもしれないが、「合班之制」すなわち宮中序列は秘閣修撰の方が上位にある（『宋史』「職官志」）。時に辛棄疾は三十六歳であった。

その後は大理少卿として中央政府に勤務した一時期を除き、転運副使、安撫使など各地方の監司を歴任し治績を挙げた。後に詳説するように湖南安撫使の時の飛虎軍創置や、江西安撫使の時の飢饉対策など、地方行政の責任者としてのさまざまな業績が伝えられている。ところが淳熙八年（一一八一）、江西安撫使から浙西提刑への転任が発令されたのを取り消されて「落職」、館職を剥奪され、自宅で閑居することになる。この年、まるでこのこと有るを期していたかのように、江西の信州上饒に宏壮な邸宅を営み、完成したばかりであった。大きな府州の知事をいくつも経験しており（安撫使はみなその路の中心となる府州の知事を兼ねる）、決して貧しくはなかったのである。稼軒と号したのはこのころのことであった。

ここでこの時の「落職罷新任」の理由を検討せねばなるまい。多くの評伝の類には棄疾が対金強硬策を主張したために失脚したかのようにしるすものが少なくないが、そもそも華北の失地を回復することは南宋の国是であり、悲願であって、それを主張することが処分の対象になるはずはない。実際には現状維持の安逸をねがう官僚がむしろ多数であったとしても、それを表立って主張することはできないのである。

この時点における辛棄疾の地位をみると、階官は奉議郎、館職は右文殿修撰に昇格していた。そして知隆興府兼江南西路安撫使から両浙西路提点刑獄に改除されようとして、「落職罷新任」、新たな任命を取り消され、館職をも剥奪されたのである。これだけの地位を奪うには、相当の理由がなければならぬ。『宋会要』「職官」には「淳熙八年十二月二日、右文殿修撰新任両浙西路提点刑獄公事辛棄疾、落職罷新任、」としるしたあとにそ

の理由としては、

○棄疾は姦貪凶暴、湖南に帥たりし日、田里を虐害するを以て、是に至りて言者論列し、故に是の命有り。
〔以棄疾姦貪凶暴、帥湖南日虐害田里、至是言者論列、故有是命、〕

と続けている。この時棄疾を弾劾した「言者」は監察御史の王藺で、『宋史』の辛棄疾伝には次のようにしるされている。^⑧

○台臣王藺 其の錢を用いること泥沙の如く、人を殺すこと草芥の如し、と劾す。〔台臣王藺劾其用钱如泥沙、殺人如草芥、〕

そしてその時の制の文も知制誥であつた崔敦詩の文集（『西垣類稿』）にみえており、

○厥の貪求を肆ほしまにし、公財を指して囊橐と為し、誅艾を敢てし、赤子を視ること猶お草菅のごとし。〔肆厥貪求、指公財為囊橐、敢於誅艾、視赤子猶草菅、〕（「辛棄疾落職罷新任制」）

と述べている。

右の諸文の挙げる理由を簡単にまとめると、要するに貪欲で公財を私物化し、人民に対して残酷であつたといふことであろう。棄疾がそのような人物であつたとは到底考えられないのであるが、浙西提刑という重職を解任し、館職をも剥奪するについて、根も葉もない誹謗中傷が通用するとも思えない。どうしてそのように言われることになつたかを考えてみたい。

淳熙二年に江西提刑となつて以後、同八年に免職家居となるまでの六年間、棄疾は概ね監司を歴任し、知府知州を兼ねることも多かつた。官僚といへば、できるだけ余計なことをせず、無難に任期を終えて次のステップに上ることをめざすのが通常であろうけれども、棄疾はさきに滁州の知事として治績を挙げたことを紹介したが、

その後も地方行政の責任者として行く先々でその土地、その時の課題に積極的に取り組んでいる。この前後六年間における顕著な事績として『宋史』の本伝では二つのことが特記されており、いずれも当時大きな話題となったことが窺われる。

ひとつは湖南安撫使の時に「飛虎軍」と称する精強な軍隊を新設したこと、この地方は「風俗頑悍」、しかも「蛮獠」、今でいう少数民族の住む広東・広西と隣接して治安が悪かったので、特に申請して軍隊を新設したのである。十数年後にこの湖南安撫となった朱熹などは「一路之に頼りて以て安し」とひたすらに賞賛しているが（「飛虎軍を撥して湖南安撫司に隸せしめんことを乞う筭子」）、『宋史』では評価の語とともに当初から反対や批判があつたことをも伝えている。すなわち「砦柵を起蓋」、軍事拠点を設け、歩軍二千人、馬軍五百人を募集し、「戦馬鉄甲皆な備わる」ものであつたが、一方「時に枢府に楽しまざる者有り、^⑮数之を沮繞するも、棄疾行いて愈^⑯力め、卒に奪うこと能わず」とあり、中央で反対があつたのを押し切つての設置であつた。精強な軍隊を編成するのはよいとして、問題はその費用で、『宋史』では右に続けて「経度鉅万計を費すも、棄疾善く之を斡旋し、事皆な立ちどころに辦ず」と述べ、更に「議者聚斂を以て聞し、御前金字牌を降して、日下に住め罷めしむ」とする。 「御前金字牌」は未詳だが、おそらく勅命でストップさせようとしたのであろう。ところが棄疾は「受けて之を蔵す」、それを秘して工事を進め、完成してから釈明した。けっきょく「上遂に釈然たり」、孝宗が納得してこの時点では事無きを得たのであつた。^⑰この一段の結びには「軍成りて一方に雄鎮し、江上諸軍の冠たり」と述べているけれども、その強引ともいえるやり方はしこりを残したに違いない。

もうひとつは、知隆興府兼江西安撫使在任中に大飢饉がこの地方を襲ったが、方策を講じて米価の安定をはかり、餓死者を出さなかつたことが特記されている。赴任早々のことであつたが、まず八字の布告を出して混乱を

未然に防いだことが評判となった。それは「糶ちやうを閉とずる者は配、糶てきを彊しうる者は斬（閉糶者配、彊糶者斬）」の八字（『朱子語類』では「劫禾者斬、閉糶者配」となっている）、凶作の際の混乱のもとには、米価の釣り上げを意図する米商人の売り惜しみと、それに対する群衆の暴発である。右の布告はその双方に断乎たる態度でのぞむことを周知させたので、朱熹は「これこそは彼の才有るを示すもので、この八字を切り離すとでたらめになる」と褒めてゐる（『朱子語類』^⑩）。ただこの布告は当面の混乱を防ぐもので、『宋史』ではこれに続けて次のようにしるす。

○次いで尽く公家の官錢銀器を出さしめ、官吏・儒生・商賈・市民の各おの舉に幹実有る者を召し、錢物を量借し、其の運糶を責領せしむるに速おそんで、子錢を取らず、終月を期して城下に至りて糶糶す。是に於て糶を連ねて至り、其の直あた自ら減じ、民頼よりて以て済すくわる。「次令尽出公家官錢銀器、召官吏儒生商賈市民各舉有幹実者、量借錢物、逮其責領運糶、不取子錢、期終月至城下糶糶、於是連糶而至、其直自減、民頼以済、」役所の「官錢銀器」を残らず出し、身分を問わず信頼できる人々を集め、無利子で借しつけて周辺から米を集めさせた、そこで米を積んだ舟が続々と集まり、米価はおのずから安定した、というのである。しかもこの後には、隣接する信州の知事が援助を求めて来たのを部下たちは断わろうとしたが、辛棄疾は「均しく赤子為り、皆な王民なり（均為赤子、皆王民也）」、みな同じ天子の民だといって「米舟十之三」を与えたことを伝えている。

右の挿話にも示されているように、辛棄疾の地方行政官僚としての業績の根底には、庶民たちに対する暖かい思いやり、優しさがある。彼は豪毅果断の人として知られ、茶商の乱の平定や飛虎軍の創設など、治安の維持に格別な功績を挙げているが、決して叛乱を圧殺することに使命感を持っていたわけではない。そのことは孝宗から治安についての意見を求められて奏進した「盜賊を論ずる筈子」^⑪によく示されている。そこでは「官府聚斂之弊」や「豪民大戸」の「殘民害物之罪」が縷々として述べられ、「去りて盜と為らずんば、將た安いやすくにか之ゆかん」、

民は追いつめられて盗となるので、「陛下深く盗を致すの由を思い、盗を弭むとどるの術を講求し、其の盗を平ぐるの兵を恃むこと無かれ」、民を盗に赴かせない方策を考えるべきで、盜賊を平らげる軍隊を頼りにするべきではない、と天子に向かつて堂堂と述べている。この文章が「淳熙己亥（六年）」、つまり湖南飛虎軍創置の前年に奏進されていることは興味深い。さきに紹介したように辛棄疾は中央の反対を押し切ってまで強力な治安維持の軍隊を編成したのであるが、それは現状を良くする応急の措置であって、本道ではないことを充分に承知していたのである。

辛棄疾の右のような地方長官としての業績をみると、治安維持や飢饉救済に大きな成果を挙げていることは疑いないが、同時にその過程を悪意をもってみれば、諸処に問題を指摘することは可能で、さきの弾効も全く根拠がないわけではないことがわかる。飛虎軍創置の為の巨額な費用について、「善幹旋之、事皆立辦」というその内容は不明だが、何か特別な方策を講じたに違いないし、また「金字牌」なるものを蔵して工事を完成させたのも通常の官僚からみれば常軌を逸しているといえよう。また江西においても救荒に成功したとはいえ、「令尽出公家官錢銀器」の措置は「指公財為囊橐」ともいえるであろう。また治安維持の為には無法者に対して厳格に対応するのは当然で、江西および湖南において地方の平穩を回復したことは大きく評価されているが、その過程においてはさまざまながあったに違いない。棄疾が「盗を弭むるの術」を講求するべきだと主張する一方で現実に法を犯す者に対して極めて厳しかったことは、いくつもの挿話が伝えられている^⑩。それらを「殺人如草芥」、「敢於誅艾、視赤子猶草菅」と批判することはたやすい。

さきに辛棄疾を「官僚として有為にして有能」と評したが、事に当っては臨機応変、通常の官僚の常識を超えて、目的を達成する為には多少常規を逸脱することをも辞さない所があり、従ってその成果が評価される一方で

批判を受けることにもなったのであろう。特に事なかれ主義の、無為無能の官僚からみれば、棄疾の業績が突出するほど目ざわりに感じられたに違いない。彼に対する弾劾は、おそらくそうした官僚たちの意向が背景となっていたと思われる。

さらにもうひとつ、表には出ない背景もしくは底辺として考慮すべきことがある。それは辛棄疾が「無出身」、科挙を経ていないにもかかわらず、「有出身」、科挙合格の経歴をもつ官僚に伍して、というよりは平均的な「有出身」の官僚以上に活躍していたことである。棄疾は二十三歳にして科挙の上位及第者に準ずるような待遇で任官し、さらに三十六歳にして館職を帯して監司に任ぜられた。それはいずれも特別な功績による特別待遇だったのであるが、こうした異例の昇進を快く思わない人々がいたであろうことは容易に想像できる。特に激烈な試験競争をやつと勝ち抜いて任官し、エリートたることを自任するような人々にとつて、無関心でいられることではあるまい。もとより「有出身」であつても、葉衡のように格別に目をかけてくれた前輩や、韓元吉のように終生親交を結んだような人もいるが、「無出身」の者が頭角をあらわすことに違和感を覚える人も少なくなかったことであろう。棄疾はこの後も復帰しては失脚することをくり返すが、その底辺には右のような事情がひそんでいふと思ふ。

ちなみにこの年（淳熙八年）には陸游も淮南東路提挙常平の任命を取り消されて家居することになっている。よく知られているように、陸游は秦檜の妨害によつて科挙不合格となり、のち孝宗の特旨によつて進士出身の資格を授けられたという経歴を有する。この時の罷任の理由は「自ら檢飭せず、為す所多く規矩を越え、屢々物議に遇う」というものである。そもそも陸游が放翁と号したのはこの五年前、「類放」の故を以て知嘉州の任命を取り消されたのを機としてであつた。^②「規矩」を厳守して無難に任期を全うしようとするような通常の官僚たちか

らみれば、辛棄疾も陸游も同様に目ざわりな存在だったことであろう。ともに官僚としては型破りであり、また科擧を経ないで官途に就いた点も共通する。この二人が同じ年に新任を取り消されて家居することになったのは、必ずしも偶然とはいえない。

ともあれ辛棄疾は淳熙八年に解職されるが、刑罰を課せられたのではなく「自便家居」、自宅で自由にしてよいという、ある意味では気楽な境遇となった。大きな府州の知事を歴任すれば相当の貯わえがあったに違いなく、上饒に新築した邸は宏壮なものであったことが伝えられている。「罷任落職」されたが寄禄官の奉議郎はそのままであるし、更に淳熙十四年には家居のまま祠禄（主管神佑觀）を与えられた。閑居の生活において詞作はいよいよ盛で、ふたたび起用されるまで家居十年間の作は二百首を越える²⁸。留意すべきはこの間における作に境遇に対する慨歎とか憤懣といった感情をほとんど窺うことができない点で、むしろ人一倍活動したあとの休養期間を楽しんでいるかのようですらある。いわゆる「兼濟独善」であろうか。

紹熙二年（一一九一）、辛棄疾はふたたび起用されて福建路提刑に任ぜられる（赴任は翌三年春）。なぜこの時に起用されたか、事情は不明であるが、前々年に孝宗が光宗に讓位して政府中枢に異動があり（たとえば辛棄疾が免職となった当時參知政事であった周必大は左丞相まで進んでいたが光宗即位後引退、監察御史として棄疾を弾劾した王藺も枢密使まで榮進していたが紹熙元年に退任した）、徐々に波及して来たかと思われる。その後辛棄疾は紹熙四年、太府卿を経て知福州兼福建路安撫使となる。階官は朝散大夫、館職は集英殿修撰に昇進していた。しかし翌五年（一一九四）に光宗が寧宗に讓位するのとほぼ時を同じくしてふたたび弾劾されて解任され、祠禄を受けて家居することになる。館職は当初は秘閣修撰に降格であったが間もなく剥奪される。僅か三年ほどの出仕であった。なお淳熙八年以来上饒に家し、この時も当初は上饒に帰居したが、二年後、慶元二年（一一九六）に同じ信州の鉛山に移り、ここが

終焉の地となった。

この寧宗即位の当初は趙汝愚と韓侂胄の間で熾烈な権力争いがあった。寧宗の即位について功績があった趙汝愚は、即位と同時に丞相に就任するが、翌慶元元年には韓侂胄がその追放に成功し、趙汝愚は永州（湖南省）に流謫となってその途中で卒する。この前後の高級官僚の人事は概ねこの権力闘争の影響を受けている。朱熹などは趙汝愚に重んじられ、その丞相就任とともに煥章閣待制・侍講学士に任ぜられるが、汝愚が失脚するとたちまち免職となったばかりか、その学問は「偽学」として禁止される（いわゆる「慶元偽学之禁」）。辛棄疾はこれに先んじて免職閑居となっていたが、朱熹と親しかつたことを考えると、韓侂胄が権力の座にいる限り復職の可能性はないはずであった。ところがやがて韓侂胄は態度を豹変させる。対金開戦を考えはじめ、かねてから対金強硬論を唱えて来た官僚を優遇しはじめたのである。それには理由がある。韓氏は北宋以来の名家で、皇室とは姻戚關係、いわゆる外戚の一族であり、侂胄は恩蔭によつて任官したので科擧を經ていないという負い目があった。ちなみに彼の政敵趙汝愚は宗室の出身でありながら科擧の高第者であった。彼は実質的に権力を握つた後も宰執の地位にはなかなか就こうとしなかったが、それもそのコンプレクスの故かと思われる（のちに平章軍国事という特別な地位を設けて就任する）。折しも金は次第に国力衰頹し、しかも北方からモンゴルの脅威にさらされるようになっていた。そこで韓侂胄は、官僚たちを心服させるために金を攻めて大功を挙げることを企図したのだという。

かくて辛棄疾は、慶元四年（一一九八）には家居のまま館職（集英殿修撰）を復され、かつ祠禄を授けられたが、更に嘉泰三年（一二〇三）に至り知紹興府兼浙東安撫使に起用される。ちなみにやはり対金強硬論者として知られる陸游も、淳熙十六年（一一八九）以後ずっと閑居し、慶元五年（一一九九）にはいったん致仕していたが、辛棄疾復職の前年（嘉泰二年）、その高齢（七十八歳）にもかかわらず再起用され、実録院修撰ついで秘書監に任ぜられて

いる。

しかし今回の出仕も長くは続かなかつた。翌嘉泰四年には鎮江府の知事に転じ、更にその翌開禧元年（一二〇五）隆興府の知事に転じようとして取り消され、祠禄を与えられて帰郷する。やはりその抬頭を快く思わない官僚たちの策動が有つたのであろう。韓侂胄も本気で辛棄疾を重用する気などはなかつたのである。

辛棄疾の官僚としての活動は知鎮江府を以て終る。その後対金戦争が始まるとたびたび出仕を促されるが辞退し続け、開禧三年（一二〇七）鉛山の邸で没した。

鎮江は長江にのぞみ、江南運河の起点となる所、対岸には大運河の南端に当る揚州があり、その背後には江北淮南の平野が広がる。宋金が戦争状態となれば常に主戦場となつた地域である。つまり江南地方の北端に位置して江北を見渡す重要拠点である。時に政府中枢では韓侂胄が権力を握つて戦争準備を進めつつあつた。二十代のころから対金戦略についてしばしば意見を具申し、近くはこの前年、浙東安撫使の時に天子から意見を求められ、金の崩壊が近いこと、応変の計を立てるべきことを進言している^②。この肝要の地の知事となつて手をこまねいてははずはない。さきに湖南飛虎軍創置の経験もあり、この地でも精強な軍隊を編成したばかりでなく、金の支配地域にたびたび間諜を派遣して軍備の状況などを詳細に察知していたという。しかしそうした苦心も空しく棄疾は転勤を命ぜられ、ついで免職となつて帰郷する。翌開禧二年（一二〇六）韓侂胄は出兵を命じ戦端が開かれるが、宋軍はたちまち壊滅的な敗北を喫する。それは辛棄疾の危惧した所であつた。棄疾は知鎮江府在任中に、その敵状を詳細に把握していることを図面を示しながら友人に語り、「虜の士馬は尚^なお是^{かく}の若^{ごと}し、其れ易^{たやす}かるべけんや、（虜士馬尚若是、其可易乎、）」と述べた^③という。このことを伝える程琬は次のように続けている。

○明年乙丑（嘉泰五年）棄疾免ぜられて帰る。又た明年丙寅、始めて師を出す。一たび出ずるや地に塗れて収

拾するべからず。……鄧友竜敗れ、朝廷丘密を以て之に代う。臣丘密に従つて淮甸に至り、横潰せるを目撃し、之が為に其の由を推して尋ぬるに、一として棄疾の二年の先に預言せし者に非ざるは無し。「明年乙丑棄疾免帰、又明年丙寅始出師、一出塗地不可收拾、……鄧友竜敗、朝廷以丘密代之、臣從丘密至於淮甸、目撃横潰、為之推尋其由、無一而非棄疾預言於二年之先者、」(程秘「丙子論對筭子二」)

おそらく功名にはやる韓侂胄に対して、もはや直言する者はなく、阿諛迎合の徒のみが集まっていたと思われ、かくて軽々しく出兵して大敗を招いたのであった。事前には無視され、破綻を来してから協力を求められても辞退するほかはあるまい。出仕を求められるたびに地位は上り、階官は朝議大夫(正六品)、館職は竜圖閣待制(従四品)を授けられ、終には「試兵部侍郎」、つまり位階を越えて兵部侍郎(従三品相当)に任じられようとしたが、これも固辞した。開禧三年(一一二〇七)に「在京宮觀」、通常の自宅に閑居する祠祿ではなく、臨安に滞在して祠祿を受けることになるが、やがて病を得て帰郷し、九月に逝去した。六十八歳の生涯であった。戦況不利のさなか、さぞ心残りだったことであろう。痛恨のおもいは察するに余りがある。ちなみにその二ヵ月後、史弥遠が韓侂胄を謀殺して政権を握り、侂胄の首を差し出して宋金の三度目の和議が成立した。又も屈辱の和議であった。

注

① 鄧氏にはこの年譜と並んで辛棄疾の現存するすべての詞および詩文を編年に排列して注を加えた次の二書がある。

○ 『稼軒詞編年箋注』(一九五七初版、一九七八新版、一九九三増訂本)

○ 『辛稼軒詩文箋注』(鄧広銘輯校審訂、辛更儒箋注、一九九五)、なお鄧氏にはこれに先んじて『辛稼軒詩文鈔存』(一九

五七)がある。

② ○梁啓超『辛稼軒先生年譜』、『飲氷室合集、專集第二十二冊』所収。

○陳思『稼軒先生年譜』、『遼海叢書、第六集』所収。

③ 「通判、……職掌俸式郡政、凡兵民錢穀戸口賦役獄訟聽斷之事、可否裁決、与守臣通簽書施行、」(『宋史』「職官志七」)。

④ 「簽書判官庁公事、……凡諸州減罷通判処、則升判官為簽判兼之、」(同前)。

④ 荒木敏一『宋代科挙制度研究』(一九六九)の「附篇、宋代科挙登第者数及び状元名表」参照。

⑤ たとえば范成大、楊万里とともに紹興二十四年に合格しているが(范二十九歳、楊二十八歳)、初任は范は徽州司戸參軍、楊は贛州司戸參軍であつた。官位は不明だが選人クラス、おそらくは最下位の將仕郎であつた(宮崎市定「宋代官制序説」の「選人一覽表」参照、『宋史職官志索引』附録、また『全集』一〇)。

⑥ 「隆興元年二月壬戌朔、用史浩策、以布衣李信甫為兵部員外郎、齎蠟書間道往中原、招豪傑之拋有州郡者、許以封王世襲、」(『宋史』「孝宗紀」)。

⑦ 陸游「蠟丸省札、癸未(隆興元年)二月、二府請至都堂撰、」(『渭南文集』卷三)。

⑧ 献上の時期について『宋史』本伝は乾道六年とするなどの異説があるが、鄧氏『年譜』の考証に従う。

⑨ 建康府通判の同僚であつた嚴煥は、年齢未詳だが紹興十二年、つまり辛棄疾が三歳の時に科挙に合格しており、相当な年配であつたことは間違いない。

⑩ 「……即館之旁、築逆旅之邸、宿息屏蔽、罔不畢備、納車聚櫜、各有其所、四方之至者、不求皆予之以歸、自是流連四來、商旅畢集、人情愉愉、上下綏泰、樂生興事、民用富庶、既又揭樓於邸之上、名之曰奠枕、使其民登臨而歌舞之、面城邑之清明、俯閭閻之繁夥、荒陋之氣一洗而空矣、」(崔敦礼「代嚴子文滁州奠枕樓記」、『宮教集六』)。

⑪ 梅原氏の挙げられている例の一部を示す。

○李謨 燕山府路知州、直徽猷閣。のち知臨安府、直宝文閣。

○蔣璨 淮南路轉運判官、直秘閣。のち知臨安府、直龍圖閣。更にのち知平江府、集英殿修撰。

○趙士彰 知臨安府、直秘閣。ついで知紹興府、直敷文閣。

⑫ 友人の洪邁（『夷堅志』、『容齋隨筆』などの著述で知られる）が「稼軒記」を書いており（『洪文敏公集』）、邸宅のさまを伝えている。

⑬ 『宋史』の本伝はこの王藺の弾劾を紹熙二年のこととしているが、この年の誤りであること、鄧氏『年譜』に考証がある。

⑭ この筓子は飛虎軍が荊鄂副都統の指揮下に移されていたのを元通り湖南安撫使の下に戻すように求めた意見書（筓子）であるが、その冒頭にこの軍の由来について次のように述べている。

「熹窃見荆湖南安撫司飛虎軍、原係帥臣辛棄疾創置、所費財力以鉅万計、選募既精、器械亦備、經營緝理、用力至多、數年以來、盜賊不起、蛮獠帖息、一路賴之以安、」

⑮ 「不樂者」が誰を指すかは詳らかでないが、『宋史』「宰輔表」によれば、この時点（淳熙七年）での枢密使は王淮、簽書樞密院事は謝郭然であった。

⑯ 「詔委以規畫、乃度馬股營畧故基、起蓋岩柵、招步軍二千人、馬軍五百人、僦人在外、戰馬鉄甲皆備、……時樞府有不樂之者、數沮撓之、棄疾行愈力、卒不能奪、經度費鉅万計、棄疾善幹旋、事皆立辦、議者以聚斂聞、降御前金字牌、俾日下住罷、棄疾受而藏之、出責監辦者、期一月飛虎營柵成、違坐軍制、如期落成、開陳本末、繪圖繳進、上遂积然、」（『宋史』辛棄疾伝）。

⑰ 「直卿言、辛幼安帥湖南、賑濟榜文、只用八字曰、劫禾者斬、閔糶者配、先生曰、這便見得他有才、此八字若做兩榜、便乱道、」（『朱子語類一〇一』論民財、文中の「湖南」は「江西」の誤伝であろう）。

⑱ 「臣姑以湖南一路言之、自臣到任之初、見百姓遮道、自言嗷嗷困苦之状、臣以謂斯民無所懇、不去為盜、將安之乎、……陛下不許多取百姓斗面米、今有一歲所取反數倍於前者、……其他暴征苛斂、不可勝數、然此特官府聚斂之弊尔、流弊之極、又有甚者、

……故田野之民、郡以聚斂害之、県以科率害之、吏以取乞害之、豪民大姓以兼并害之、而又盜賊以剽殺攘奪害之、臣以謂不去為盜、將安之乎、正謂是耳、……民者国之根本、而貪濁之吏迫使為盜、今年刪除、明年掃蕩、譬如木焉、日刻月削、不損則折、臣不勝憂国之心、実有私憂過計者、欲望陛下深思致盜之由、講求弭盜之術、無恃其有平盜之兵也、」（『淳熙己亥論盜賊劄子』、『歷代名臣奏議』）。

⑲ 一例を挙げておく。「姚憲……知江陵府卒、年六十三、其在江陵、前帥頗厲威嚴、治盜不少貸、憲繼其後、嘗語客曰、故帥得賊輒殺、不復窺究、姦盜屏跡、云云」（鄧氏『年譜』引『嘉泰會稽志』云、姚憲……正為稼軒之後任、則姚氏所稱之故帥必即稼軒無疑也、）。

⑳ 「（淳熙八年）提舉淮南東路常平茶塩公事陸游罷新任、以臣僚論游不自檢飭、所為多越于規矩、屢遭物議故也、」（『宋會要（輯稿）』）。

㉑ 「（淳熙三年）新知嘉州陸游罷新命、以臣僚言、陸撰嘉州、燕飲頽放故也、」（同前）。

㉒ 鄧広銘『稼軒詞編年箋注（増訂本）』によれば、隆興元年（一一六三）より淳熙八年（一一八一）まで、在職十八年間の作（卷一、江淮兩湖之什）は八十八首、これに対し淳熙九年（一一八二）より紹熙三年（一一九二）まで、家居十年間の作（卷二、帶湖之什）は二百二十八首に達する。

㉓ 朱熹が慶元六年（一一二〇）に卒した時、韓侂胄を憚って会葬する者が無かったが、辛棄疾は祭文を携えて弔問に赴いたとい

う。

○ 「熹歿、偽学禁方嚴、門生故旧至無送葬者、棄疾為文往哭之、」（『宋史』辛棄疾伝）

㉔ 韓侂胄は北宋の名宰相韓琦の曾孫に当り、その母と妻は高宗の後の姉妹と侄女（呉氏）、かつ兄弟の孫女が寧宗の后となった。

㉕ 趙汝愚は乾道二年（一一六六）の科挙で第一位となったが、すでに恩蔭によって官位を授けられていたので、慣例により状元は与えられず第二人となった。しかし任官に際しては状元の蕭国樑と同等の待遇が与えられている。

②⑥ 「嘉泰三年冬、……会辛殿撰棄疾除紹興府、過闕入見、言金国必乱必亡、願付之元老大臣、務為倉猝可以応変之計、」（『建炎以來朝野雜記』）。

②⑦ 「甲子（嘉泰四年）之夏、辛棄疾嘗為臣言、……於是出方尺之錦以示臣、其上皆虜人兵騎之數、屯戍之地、与夫將帥之姓名、……又言、棄疾之遺謀也、必鈎之以旁証、便不得而欺、……北方之地、皆棄疾少年所經行者、彼皆不得而欺也、又指其錦而言曰、虜之士馬尚若是、其可易乎、蓋方是時朝廷有其意而未有其事也、明年乙丑、棄疾免婦、」（程秘「丙子論对筭子二」、鄧広銘『年譜』引嘉靖本『洛水集』、云、四庫本未録、）。